

千足の丘「空の宿」宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で、空室があった場合に限り、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料金を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残高があれば第12条の規定による支払いの際に返還します。
 4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 都道府県条例に規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後3時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 都道府県条例に規定する場合に該当するとき。
- (8) 施設内での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス料金をいただく場合がございます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のカフェ店内の受付カウンターにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 午前11時（チェックアウト時間）以降について超過1時間につき3,000円

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス
 - イ. エクスチェンジサービスは行っておりません。
- (2) 飲食等(施設)サービス時間:
 - イ. 朝食 事前に朝食メニュー予約のお客様はお部屋にお届け致します。
※10時以降は併設のカフェもご利用いただけます。(水・木曜日以外)
 - ロ. 昼食 10時以降併設のカフェをご利用いただけます。
 - ハ. 夕食 事前に夕食メニュー予約のお客様はお部屋にご準備させていただきます。二. 冷蔵庫内にドリンク（有料）をご用意しております。
お求めになられる際は、paypay、現金（日本円）、でお支払いください。
- (3) 附帯サービス施設時間:
 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、事前決済で行い、オプション料金についてはチェックインまたはチェックアウト時に当施設が請求した時、カフェ内受付カウンターにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. **当施設**は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。宿泊客が当施設に持ち込まれた物品または現金ならびに貴重品に関しては、滅失、毀損などの損害が生じても責任を負いかねます。貴重品は各自、責任をもって管理ください。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(客室の入室)

第18条 当施設は、次に掲げる場合に於いて宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく入室することがあります。

1. 清掃、お食事等当施設のサービスを提供するとき（11時～15時、その他連絡）
2. 法令規定、利用規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をおこなうおそれがあると認められるとき、または同行為をおこなったと認められるとき
3. 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
4. 建物・設備および施設全体の保全上、入室が必要と判断されたとき
5. 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要であると当施設が判断したとき

(鍵の紛失・持ち帰り)

第 20 条 当施設の鍵を紛失または持ち帰りをされた場合、鍵交換代金として 3 万円を申し受けます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 (室料 (及び室料+朝食等の飲食料)) ②サービス料
	追加料金	①追加飲料 (①に含まれるものを除く) ②サービス料
	税金	イ 消費税

備考 1. 基本宿泊料はホームページに掲示する料金表によります。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	契 約 申 込 日		契 約 申 込 前	
	不 泊	当 日	7 日 前	30 日 前
契約申込人数				
1 名以上	100%	100%	50%	0%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。

当施設は、次の次号のいずれかに該当する場合、利用者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更する(本規約に新たな内容を追加することを含む)ができるものとします。

1. 利用規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき。
2. 利用規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

本約款の締結日より有効とする。 2022 年 12 月 1 日 制定